

(組合の名称変更)

第1条 組合の名称変更に伴い、別表の条例中(題名を含む。 ) 「下館地方」を「筑西」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月31日から適用する。

別表(第1条関係)

- 下館地方広域市町村圏事務組合公告式条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合議会定例会の回数を定める条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員定数条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の服務の宣誓に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の勤務時間に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の休日及び休暇に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合財政事情書の作成及び公表に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合特別会計条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合消防本部会議室の使用に関する条例
- 下館地方広域市町村圏事務組合火災予防条例